

父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました



 父母が子どもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化されました。

 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。

 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。

 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。

 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。



令和 8 年施行予定

▶ 具体的な施行日は今後法務省ホームページ等でお知らせします。
改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

